

日本チリ EPA の効力発生のための外交上の公文の交換について

1. 日チリ経済連携協定(EPA)の効力の発生のための外交上の公文の交換が、8月4日(土曜日)、サンティアゴ(チリ)にて、行われました。
2. これにより、この協定は9月3日(月曜日)に効力を生ずることとなりました。

— お問い合わせ先 —

大臣官房国際部 経済連携チーム

担当: 作山、國保

代表: 03-3502-8111(内線 3473)

直通: 03-3502-8560

FAX: 03-5511-8773